

2. 調査結果の要約

「環境基本計画に係る地方公共団体アンケート調査」（以後、本調査）は、平成 18 年 4 月に閣議決定された第三次環境基本計画の実施状況を把握するためのデータ収集を目的とし、地方公共団体の環境保全に関する取組の状況等を把握するアンケート調査を実施したものである。

平成 22 年度の本調査では、全地方公共団体 1,797 団体(47 都道府県、19 政令指定都市ならびに東京都 23 特別区、1,708 市町村)を対象に、平成 23 年 2 月から同年 3 月にかけて調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式及び、電子メールにおいて電子調査票データを送受信する調査形式で実施した。有効回答数は 1,358 団体であり、回答率は 75.6%であった。調査結果の概要は以下のとおりである。

1. 環境施策の基本となる条例及び計画

- 環境施策の基本となる条例を既に策定している自治体は、「都道府県」、「政令指定都市」が 100%の一方、「市区町村」では 53.3%にとどまる。「市区町村」は、「策定を検討中」が 8.1%、「策定予定なし」は 37.6%と約 4 割を占める。中でも「人口 1 万人未満」では、「策定予定なし」が 69.5%と約 7 割を占める。
- 環境施策の基本となる計画を既に策定している自治体は、「都道府県」、「政令指定都市」が 100%の一方、「市区町村」は 50.4%にとどまる。「市区町村」は、「策定を検討中」が 13.1%、「策定予定なし」は 35.3%と約 4 割を占める。中でも「人口 1 万人未満」では、「策定予定なし」が 68.2%と約 7 割を占める。
- 環境施策の基本となる条例及び計画の策定に当たり住民等からの意見を「取り入れた又は取り入れている」自治体は、「都道府県」が 100%、「政令指定都市」は 100%、「市区町村」は 73.9%、全体では 75.4%である。「市区町村」においては、「取り入れていないが、今後については検討中」が 18.1%である。
- 環境施策の基本となる計画の策定に関連する基本計画を「参考とした又は参考としている」自治体は、「都道府県」が 70.3%、「政令指定都市」は 63.2%、「市区町村」は 45.8%、全体では 47.2%である。「参考としていないが、今後については検討中である」自治体は、「都道府県」が 29.7%、「政令指定都市」は 36.8%、「市区町村」は 44.4%、全体では 43.6%である。
- 環境施策の基本となる計画の事業者や住民等への普及・啓発活動を「実施した又は実施している」自治体は、「都道府県」が 100%、「政令指定都市」は 94.7%、「市区町村」は 70.1%、全体では 71.9%である。「市区町村」においては、「実施していないが、今後については検討中である」が 25.0%である。
- 環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施状況の点検を「実施した又は実施している」自治体は、「都道府県」が 94.6%、「政令指定都市」は 100%、「市区町村」は 56.1%、全体では 58.7%である。「市区町村」においては、「実施していないが、今後については検討中である」が 38.7%である。

2. 環境施策の実施状況

■環境施策に関する42項目の取組について、それぞれの実施状況をみると、全体では、『(16) 循環資源の回収及びリサイクル(再生利用)の推進』に取組んでいるとする割合が最も高く、「すべて実施している」が21.6%、「必要な施策は一部実施している」が62.2%で、計83.8%の自治体がすべて又は一部実施している。また、『(1) 地球温暖化対策』、『(14) 廃棄物等のリデュース(発生抑制)』、『(18) 廃棄物の適正な処理の推進』、も同様に7割台である。「都道府県」が29項目、「政令指定都市」は18項目で、すべて又は一部実施している割合が9割を超える。「市区町村」では、9割を超える関連項目は皆無であり地域差がうかがえる。

■環境施策に関する41項目(全42項目から環境情報の整備と提供を除いたもの)について、それぞれの情報の整備及び提供の取組をみると、全体では、『(16) 循環資源の回収及びリサイクル(再生利用)の推進』について情報の整備及び提供を取組んでいるとする割合が最も高く、「必要な情報の整備及び提供はすべて実施している」が29.1%、「必要な情報の整備及び提供は一部実施している」が60.5%で、計89.6%の自治体がすべて又は一部実施している。また、『(1) 地球温暖化対策』、『(14) 廃棄物等のリデュース(発生抑制)』、『(15) 循環資源のリユース(再使用)の推進』、『(18) 廃棄物の適正な処理の推進』、も同様に8割台である。「都道府県」が25項目、「政令指定都市」は15項目で、すべて又は一部実施している割合が9割を超える。「市区町村」では、9割を超える関連項目は皆無であり地域差がうかがえる。

■環境施策の実施にあたり、自治体が情報提供を行う際に利用する方法や媒体について全体では、『広報等への掲載』が88.6%で最も高く、次いで、『ホームページへの掲載』の86.8%、『環境セミナー、環境講座、展示会等を通じた提供』の73.4%となる。また、『パンフレット等の作成』(63.0%)、『環境白書等の作成』(58.3%)等の紙媒体による方法も5割を越える。「都道府県」、「政令指定都市」では、すべての項目で採用率が高く、おおむね9割を超える。「市区町村」では、『ホームページへの掲載』(85.6%)、『広報等への掲載』(87.9%)の割合が比較的高い。

■環境施策推進過程における住民等の意見取入の方法について全体では、『審議会等』が61.9%で最も高く、次いで、『アンケート』の47.7%、『意見交換会、説明会、公聴会等』の43.4%となる。「都道府県」、「政令指定都市」では『個別のヒアリング』を実施している割合が比較的低いが(各々67.6%、78.9%)、他の項目は、9割以上実施している。

■環境保全に係る取組への参加人数について全体では、『1,001~10,000人日』が39.0%と最も高く、次いで、『10,001人日以上』の31.2%、『101~1,000人日』の21.9%となる。「都道府県」では『10,001人日以上』が75.0%と比較的高く、「政令指定都市」は『10,001人日以上』が93.3%と高い。「市区町村」では『1,001~10,000人日』が40.0%と最も高く、地域差がうかがえる。

3. 事業者との関係

■事業者との連携・協働の取組について全体では、『(14) 廃棄物等のリデュース（発生抑制）』について実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く、「連携・協働した施策を実施している」が45.5%、「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて事業者と検討を進めている施策がある」が9.5%で、計55.0%の自治体が発行又は検討している。また、『(16) 循環資源の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』も、計51.5%と5割台である。「都道府県」で、実施又は検討している割合が最も高かったのは『(14) 廃棄物等のリデュース（発生抑制）』の91.9%、次いで、『(1) 地球温暖化対策』で89.2%、『(16) 循環資源の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』の86.5%となる。「政令指定都市」では、『(1) 地球温暖化対策』および『(16) 循環資源の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』が100.0%であり、『(14) 廃棄物等のリデュース（発生抑制）』も89.5%と高い。また、「市区町村」も割合が高い項目は『(14) 廃棄物等のリデュース（発生抑制）』および『(16) 循環資源の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』となるが、値はそれぞれ53.2%、49.6%であり、地域差がうかがえる。

■事業者との連携・協働を、「連携・協働した施策を実施している」又は「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて事業者と検討を進めている施策がある」自治体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ、全体では、『貴団体からの呼びかけ』は『(36) 環境情報の整備と提供』が87.8%と最も高く、次いで、『(15) 循環資源のリユース（再使用）の推進』の85.7%、『(18) 廃棄物の適正な処理の推進』の85.6%となる。また、ほとんど全ての項目が7割から8割台である。『事業者からの呼びかけ』は、全項目1割台から1割以下である。「都道府県」、「政令指定都市」、「市区町村」のいずれも、『貴団体からの呼びかけ』は、ほとんどの項目で7割以上である。『事業者からの呼びかけ』は、「都道府県」では、『(34) その他の環境影響評価等に係る取組』の33.3%が最も高い。「政令指定都市」は、『(28) 里地里山の保全と持続的な利用』の44.4%が最も高い。「市区町村」は、すべて1割台から1割以下である。

4. 住民又は住民団体との関係

■住民、住民団体との連携・協働の取組について全体では、『(16) 循環資源の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』について実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く、「連携・協働した施策を実施している」が 59.6%、「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて住民又は住民団体と検討を進めている施策がある」が 7.0%で、計 66.6%の自治体の実施又は検討している。また、『(14) 廃棄物等のリデュース（発生抑制）』（63.5%）も計 6 割台である。「連携・協働した施策を実施している」が 5 割以上の施策は「都道府県」では 14 項目、「政令指定都市」は 20 項目、「市区町村」は 2 項目であり、『(14) 廃棄物等のリデュース（発生抑制）』、『(16) 循環資源の回収及びリサイクル（再生利用）の推進』が共通項目である。一方、「連携・協働した施策を実施しておらず、実施に向けて住民又は住民団体と検討を進めている施策もない」が 5 割以上の施策は「都道府県」では 23 項目、「政令指定都市」は 25 項目、「市区町村」は 28 項目で、検討を進めている施策がない項目の方が多い。

■住民、住民団体との連携・協働を、「連携・協働した施策を実施している」又は「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて住民又は住民団体と検討を進めている施策がある」自治体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ、全体では、『貴団体からの呼びかけ』は『(33) 戦略的環境アセスメントに関する条例・要綱等の策定』が 100.0%と最も高く、次いで、『(32) 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定』の 94.4%となる。また、42 項目のうち 25 項目で 8 割以上である。『住民又は住民団体からの呼びかけ』は『(24) 生態系ネットワークの形成』が 24.7%と最も高く、次いで、『(27) 自然環境の再生』の 23.6%となる。「都道府県」で『貴団体からの呼びかけ』が 8 割以上の施策は 36 項目、「政令指定都市」は 20 項目、「市区町村」は 26 項目である。『住民又は住民団体からの呼びかけ』は、最も割合が高いのは「都道府県」は、『(41) 環境教育・環境学習の推進』（20.7%）、「政令指定都市」は『(36) 環境情報の整備と提供』（44.4%）、「市区町村」では『(24) 生態系ネットワークの形成』（26.7%）であり、総じて低い割合となっている。

5.民間団体(環境 NPO など)との関係

■民間団体(環境 NPO 等)との連携・協働の取組について全体では、『(41) 環境教育・環境学習の推進』について実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く、「連携・協働した施策を実施している」が 31.9%、「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて民間団体(環境 NPO 等)と検討を進めている施策がある」が 5.0%で、計 36.9%の自治体が発行又は検討している。また、『(31) 上記以外の自然との触れ合いの推進』(35.6%)、『(27) 自然環境の再生』(35.1%)、『(28) 里地里山の保全と持続的な利用』(33.7%)、『(1) 地球温暖化対策』(30.1%)、も 3 割以上である。「都道府県」で、「連携・協働した施策を実施している」が 5 割以上の施策は、17 項目あるが、「連携・協働した施策を実施しておらず、実施に向けて民間団体(環境 NPO 等)と検討を進めている施策もない」が 5 割以上の施策は、22 項目ある。「市区町村」では、すべての項目で検討を進めている施策がない割合が 5 割以上である。

■民間団体(環境 NPO 等)との連携・協働を、「連携・協働した施策を実施している」又は「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて民間団体(環境 NPO 等)と検討を進めている施策がある」自治体に対し、連携・協働に至った経緯について複数回答を可として訊ねたところ、全体では、『貴団体からの呼びかけ』は『(32) 環境影響評価に関する条例・要綱等の策定』が 90.0%で最も高く、次いで、『(40) 貴団体自らの自主的な環境管理の推進』が 89.8%で高い。「都道府県」で『貴団体からの呼びかけ』が 8 割以上の施策は 33 項目あるが、「政令指定都市」は、18 項目、「市区町村」は、17 項目であり地域差がうかがえる。

■環境 NPO 等の民間団体の支援・育成について全体では、『(28) 里地里山の保全と持続的な利用』に実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く、「当該分野に係る取組を行う民間団体(環境 NPO 等)に対する支援・育成施策を実施している」が 20.6%、「当該分野に係る取組を行う民間団体(環境 NPO 等)に対する支援・育成施策は実施していないが、検討中の支援・育成施策はある」が 6.5%で、計 27.1%の自治体が発行又は検討している。「当該分野に係る取組を行う民間団体(環境 NPO 等)に対する支援・育成施策を実施している」は、「市区町村」では全ての項目で 1 割台から 1 割以下であるが、「都道府県」、「政令指定都市」では 7 割以上の項目もあり、地域差がうかがえる。

6. 他の地方公共団体との関係

■都道府県、政令市との連携・協働の取組について全体では、『(14) 廃棄物等のリデュース（発生抑制）』について実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く、「連携・協働した施策を実施している」が 67.9%、「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて他の都道府県又は政令市と検討を進めている施策がある」が 3.6%で、計 71.5%の自治体が発行又は検討している。次いで、『(1) 地球温暖化対策』の割合が高く、計 69.7%である。「連携・協働した施策を実施している」が 5 割以上となるのは、「都道府県」では 7 項目、「政令指定都市」は、15 項目である。一方、「連携・協働した施策を実施しておらず、実施に向けて他の都道府県又は政令市と検討を進めている施策もない」が 5 割以上は、「都道府県」が 32 項目、「政令指定都市」は、27 項目である。

■市区町村との連携・協働の取組について全体では、『(18) 廃棄物の適正な処理の推進』について実施している又は検討を進めているとする割合が最も高く、「連携・協働した施策を実施している」が 28.1%、「連携・協働した施策は実施していないが、実施に向けて他の市区町村と検討を進めている施策がある」が 5.4%で、計 33.5%の自治体が発行又は検討している。次いで、『(17) 循環型社会の形成を図るための施設整備の推進』の計 30.6%が高い。「政令指定都市」で、「連携・協働した施策を実施している」が 5 割以上は、10 項目、「市区町村」は、皆無である。一方、「連携・協働した施策を実施しておらず、実施に向けて他の市区町村と検討を進めている施策もない」が 5 割以上は、「政令指定都市」が 30 項目、「市区町村」は、全項目である。